

慶應義塾大学 学生用宿舎利用約款

制定 平成22年12月 1日
改正 平成23年12月16日
平成24年 2月20日
平成24年 6月21日
平成24年11月27日
平成25年12月13日
平成26年 2月28日
平成26年 7月 4日
平成26年 9月 1日
平成26年11月28日
平成27年11月16日
平成28年12月 6日

(本約款の適用範囲)

第1条 この約款は、慶應義塾大学（以下「本大学」という。）が留学生用に用意した宿舎を利用する際の条件などについて定めるものとし、この約款に定めのない事態が生じた場合は、法令または一般に確立された慣習に従い、誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(入居権利金)

第2条 ①入居を許可された者（宿舎割り当ての発表をもって入居許可とみなす。）は、所定の期間内に入居権利金を本大学指定の方法で支払わなければならない。
②入居の許可を受けた学生が、特別の事由がなく前項の手続きを怠ったとき、又は関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明した場合は、入居の許可を取り消すことがある。

(入居期間)

第3条 入居期間は1学年度以内とし、原則として期間延長は認めない。ただし、レジデント・アシスタントについてはこの限りではない。

(入居時の手続き)

第4条 ①入居日は本大学が指定する期間から選択するものとする。入居日及びチェックイン時間については年末年始、土日祝日を除く平日の9時～18時の間とする。
②入居日及び時間が決まり次第、所定のウェブサイトのフォームで報告を行わなければならない。
③一度登録した入居日から止むを得ず変更が生じた場合は直ちに所管部署に連絡をしなければならない。なお、日付の変更は入居予定日の10日前までは認めるものとする。それ以降に変更が生じた場合は、変更前の日程で家賃を計算する。但し、当初の予定日より入居が早まる場合は、実際の入居日で家賃を計算する。
④入居時には原則として管理人とともに居室状態を確認し、合意のもと居室状態表を作成し、管理人、入居者双方の署名をする。

(家賃)

第5条 ①家賃の額は別表1に定める「入居者本人負担家賃」の通りとする。
②家賃は必要に応じて改定される。改定される場合は、改定が生じる月の3か月前までに入居者に通知する。
③入居者は家賃を毎月、各宿舎毎に定められた日に指定の方法にて支払わなければならない。
④入居期間が1か月未満の場合は、1か月分の家賃を徴収する。入居期間が1か月を超える場合で、かつ入居日や退去日が月途中である場合は、入居月と退去月の家賃は日割りとし、別表2の通りとする。
⑤家賃を2か月以上滞納した入居者は、退去しなければならない。
⑥一旦納入した家賃は原則として返還しない。

(入居者の費用負担)

第6条 入居者の費用負担は次の通りとする。
1. 入居者の居室における光熱費等の分担は別表3の通りとする。
2. 入居者が生活するための居室内の消耗品費
3. 入居者の居室内の備品の紛失・破損に伴う原状回復費用
4. その他、入居者の故意または過失により宿舎内の施設や備品に破損や欠陥が生じた場合の原状回復費用

(退去)

- 第7条 ①退去する場合は、退去日の1か月前までに所定の「退去届」を所管部署に提出しなければならない。退去日の1か月前までに「退去届」が提出されなかった場合は、「退去届」提出日から1か月分の家賃が請求される。
- ②退去日は年末年始、土日祝日を除く平日とする。必ず管理室の受付時間内に退去すること。
- ③退去時には原則として管理人によるルームチェックを受け、入居時の居室状態表と照合する。経年変化以外の問題や破損があった場合は、入居者が原状回復のための費用を負担しなければならない。

(禁止事項)

- 第8条 ①入居者は宿舎内の基本的設備の変更や増設などを行ってはならない。
- ②入居者は居室を居住以外の用途に転用または併用してはならない。
- ③入居者は居室を第三者に転貸してはならない。
- ④危険物などの持ち込みをしてはならない。
- ⑤騒音などによる近隣への迷惑行為、および動物等の飼育を禁ずる。

(退去勧告)

- 第9条 入居者が次の各号の一に該当したときは、本大学は退去を命ずることができる。
1. 学則または本約款に違反し、宿舎の秩序を乱し、入居者として不適当な行為があったと認められた者
 2. 学籍を失った者
 3. 健康上の理由で共同生活が不適当と認められた者
 4. 2か月以上家賃を滞納している者
 5. その他宿舎生活が不適当と認められた者

(損害賠償)

- 第10条 入居者およびその訪問者等が故意または過失により宿舎に損害を与えた場合は、直ちに所管部署に通知するとともにその損害を入居者が賠償しなければならない。また、入居者や訪問者が近隣その他第三者に損害を与えた場合は、入居者がその賠償をしなければならない。

(個人情報の提供)

- 第11条 本大学が個人情報を宿舎の管理者との間で、宿舎及び塾関係者の生活を円滑かつ安全に管理運営する目的のために共同して利用する場合において、必要とする個人情報を、管理者としての責任を有する者が本大学から取得すること、及び本大学が管理者の求めに応じて必要と認める範囲で個人情報を管理者に対して提供することがある。

(入居者以外の宿泊)

- 第12条 宿舎に入居者以外の第三者が宿泊することを禁ずる。なお、緊急の場合やゲストルームの利用はこの限りではない。

(宿舎の利用規則の遵守)

- 第13条 各宿舎には別途利用規則が設定されている場合、入居者は本約款に加え、宿舎の利用規則を遵守しなければならない。

附 則

この約款は、平成22年12月1日から施行し、平成23年4月1日以降の新規入居者から適用とする。

附 則 (平成23年12月16日)

この約款は、平成23年12月16日から施行し、平成24年4月1日から適用とする。

附 則 (平成24年2月20日)

この約款は、平成24年2月20日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日)

この約款は、平成24年6月21日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この約款は、平成24年11月27日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成24年11月27日以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成25年12月13日)

この約款は、平成25年12月13日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1日以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成26年2月28日)

この約款は、平成26年2月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1日以降の入居者へ適用する。

附 則（平成26年7月4日）

この約款は、平成26年7月4日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年7月分家賃から入居者へ適用する。

附 則（平成26年9月1日）

この約款は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

この約款は、平成26年11月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成27年4月1日付けで改定され、平成27年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則（平成28年12月6日）

この約款は、平成28年12月6日から施行する。また、別表1・2に定める家賃については、平成29年4月1日付けで改定され、平成29年4月分家賃から入居者へ適用する。

別表1 学生用宿舎利用約款 第5条 家賃一覧

分類	施設名称	部屋種類	部屋数	1部屋の定員	収容可能人数(人)	家賃(月額)	入居者本人負担家賃(月額)	入居権利金
慶應義塾 所有施設	下田学生寮 (留学生用)	個室	148	1	148		¥63,500	¥20,000
借り上げ 宿舎	Plume IS	個室	50	1	50	¥97,400	¥68,300	¥20,000
	大森学生寮	個室	26	1	26	¥113,000	¥79,100	¥20,000
	綱島学生寮	個室	50	1	50	¥111,000	¥78,000	¥20,000
	元住吉宿舎	個室	46	1	46	¥91,150	¥64,000	¥20,000
	大倉山ドミトリー	個室	76	1	76	¥78,000	¥55,000	¥20,000
	日吉国際学生寮	ユニット式	100	4 (1ユニット)	100	¥102,400	¥72,000	¥20,000

※ただし、プログラムによっては利用可能な宿舎および部屋の種類が限られる。

別表2 学生用宿舎利用約款第5条 日割家賃一覧

入居日	下田学生寮	プラムイズ	大森学生寮	網島学生寮	元住吉宿舎	大倉山 ドミトリー	日吉国際 学生寮	退去日
30・31	2,200	2,300	2,700	2,600	2,200	1,900	2,400	1
29	4,400	4,600	5,400	5,200	4,400	3,800	4,800	2
28	6,600	6,900	8,100	7,800	6,600	5,700	7,200	3
27	8,800	9,200	10,800	10,400	8,800	7,600	9,600	4
26	11,000	11,500	13,500	13,000	11,000	9,500	12,000	5
25	13,200	13,800	16,200	15,600	13,200	11,400	14,400	6
24	15,400	16,100	18,900	18,200	15,400	13,300	16,800	7
23	17,600	18,400	21,600	20,800	17,600	15,200	19,200	8
22	19,800	20,700	24,300	23,400	19,800	17,100	21,600	9
21	22,000	23,000	27,000	26,000	22,000	19,000	24,000	10
20	24,200	25,300	29,700	28,600	24,200	20,900	26,400	11
19	26,400	27,600	32,400	31,200	26,400	22,800	28,800	12
18	28,600	29,900	35,100	33,800	28,600	24,700	31,200	13
17	30,800	32,200	37,800	36,400	30,800	26,600	33,600	14
16	33,000	34,500	40,500	39,000	33,000	28,500	36,000	15
15	35,200	36,800	43,200	41,600	35,200	30,400	38,400	16
14	37,400	39,100	45,900	44,200	37,400	32,300	40,800	17
13	39,600	41,400	48,600	46,800	39,600	34,200	43,200	18
12	41,800	43,700	51,300	49,400	41,800	36,100	45,600	19
11	44,000	46,000	54,000	52,000	44,000	38,000	48,000	20
10	46,200	48,300	56,700	54,600	46,200	39,900	50,400	21
9	48,400	50,600	59,400	57,200	48,400	41,800	52,800	22
8	50,600	52,900	62,100	59,800	50,600	43,700	55,200	23
7	52,800	55,200	64,800	62,400	52,800	45,600	57,600	24
6	55,000	57,500	67,500	65,000	55,000	47,500	60,000	25
5	57,200	59,800	70,200	67,600	57,200	49,400	62,400	26
4	59,400	62,100	72,900	70,200	59,400	51,300	64,800	27
3	61,600	64,400	75,600	72,800	61,600	53,200	67,200	28
2	62,600	66,700	78,300	75,400	62,600	54,200	69,600	29
1	63,500	68,300	79,100	78,000	64,000	55,000	72,000	30・31

- ・ 1 か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。（ただし100円未満は繰り上げ）
- ・ 2月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表3 学生用宿舎利用約款 第6条 負担の分担一覧

負担項目 施設名称	電気		水道		電話		インターネット		食事	
	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
下田学生寮 (留学生用)		○		○		○		○	/	/
Plume IS		○		○	受信専用 電話			○	/	/
大森学生寮		○		○	○				○	家賃に 含まれ る
綱島学生寮		○		○	/	/		○	家賃に 含まれ る	/
元住吉宿舎		○		○	/	/		○	/	/
大倉山ドミトリー		○		○	/	/		○	/	/
日吉国際学生寮		○		○	/	/		○	/	/

※光熱費については通常を著しく超える利用があった場合は、別途本人に請求することがある。